

光市公告第53号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年8月6日

光市長 芳 岡 統

記

1 業務名

一般業務用端末機（令和7年度分）リース業務

2 業務場所

光市役所本庁及び市内公共施設

3 規格等

別紙仕様書のとおり

4 業務期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年光市条例第18号）第2条の規定による長期継続契約）

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和7年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「借入品、パソコン・ネットワーク機器類」に登録されていること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても市の指名停止期間中等でないこと。
- (4) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一案件に参加していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。

6 申請書類

一般競争入札参加資格確認申請書

7 設計図書及び申請書類の入手方法

光市情報・DX推進課情報・DX推進係のホームページからダウンロードすること。

8 申請方法

- (1) 6に掲げる書類を、光市情報・DX推進課情報・DX推進係（〒743-8501 光市中央六丁目1番1号）に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、送付記録が残る方法で提出期限までに必着とすること。

- (2) 申請書類の提出期限は、令和7年8月26日（火）午後5時15分ま

でとする。なお、申請書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後はできない。

9 入札参加資格確認通知

申請書類の審査後、入札参加については、令和7年8月28日（木）に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をファクシミリで通知する。

10 質問の方法

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書を通知した者のうち、入札参加資格を有すると認められたものは、本契約及び入札に関して質問があるときは、ファクシミリにより質問書を提出すること。

FAX番号 0833-72-6166（光市入札監理課）

(2) 質問書の提出期限は、令和7年9月2日（火）正午までとする。

(3) 質問の回答は、令和7年9月3日（水）までに、入札参加資格を有すると認められたもの全員に、質問内容と併せてファクシミリにより書面で回答する。

11 入札書の送付先及び到着期限

送付記録が残る方法で到着期限までに必着とすること。

(1) 送付先

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号

光市入札監理課

(2) 到着期限

令和7年9月8日（月） 午後5時まで

12 入札日時及び場所

(1) 入札日時 令和7年9月9日（火） 午前10時

(2) 入札場所 光市役所 3 階 大会議室 1 号室

1 3 入札保証金

免除

1 4 入札に関する事項

(1) 入札書の記載

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書に記載する金額は、月額リース料とすること。

ウ 入札書に記載する日付は、入札日の日付とすること。

(2) 入札の執行

ア 郵送により入札書を提出すること。

イ 郵送方法については、別添 1 郵便入札の郵送方法によること。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書の金額が予定価格以下で、かつ、最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が 2 人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数は、3 回までとする。1 回目で落札した場合は、1 回で終了する。この 1 回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が 6 パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）及び別添2郵便入札無効の要件の例による。

(3) その他

ア (1)及び(2)に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市財務規則、光市物品調達等の指名競争入札に関する要綱（平成20年光市告示第5号）、光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例、光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則（平成19年光市規則第9号）及び光市郵便入札に関する試行要領の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。

別添 1

郵便入札の郵送方法（郵便入札用封筒記入例）

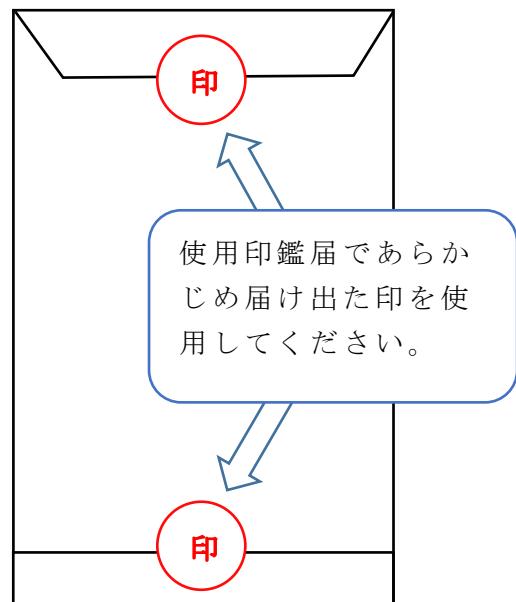
1 内封筒（入札書を入れる封筒）

サイズは、長型3号程度としてください。

【表】

商号又は名称	入札書 （工事名、業務名、物品名等）	光市長様
--------	-----------------------	------

【裏】



2 外封筒

裏面でも可

差出人 （工事名、業務名、物品名等）	入札日 令和 年 月 日	〒 743 - 8501 光市中央六丁目1番1号 光市役所 入札監理課 行	例 書留郵便、レターパック等
住所 〒 商号又は名称	入札書 （工事名、業務名、物品名等）		信書が送付可能で、かつ、追跡番号があり、追跡可能な方法で送付してください。

別添2

1 郵便入札無効の要件

- (1) 光市財務規則（平成16年光市規則第47号）、光市建設工事等競争入札心得第11項又は光市物品調達等競争入札心得第10項に定めるもののほか、次のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。
- ア 入札書等を郵便以外の方法で送付した入札
 - イ 入札書等が到着期限を過ぎて到着した入札
 - ウ 入札書と同封して郵送する必要がある書類のうち、同封されていないものがある入札
 - エ 同一の入札参加者名による入札書等が2通以上送付された入札
 - オ 代理人の記名押印がある入札
- (2) 到着した入札書等が無効の場合であっても、これを返却しない。

2 郵便入札の立会い等について

入札参加者は、入札の開札に立ち会うことができます。

入札参加者が立会いを希望するときは、入札日の前日の正午までにファクシミリで入札監理課に申込みをしてください。

立会いについては、感染症防止対策等のため、やむを得ず行わないことがあります。ただし、この場合は、当該開札に関係のない市の職員を立ち会わせます。